各学校法人理事長様

岩手県総務部法務学事課私学·情報公開課長

東日本大震災等による被災に係る共済事務について

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、岩手県内における現地受付の日時及び場所は下記の通りですので、留意願います。

記

開催地	会場	開催日	時間
盛岡市	マリオス 188 会議室	5/10 (火) ~5/12 (木)	9:00~17:00
遠野市	あえりあ遠野 やまぼうし	5/17 (火)	9:00~17:00
花巻市	グランシェール花巻 瑠璃の間	5/18 (水)	9:00~17:00
一関市	岩手日報社一関支社2階	5/24 (火)	9:00~17:00

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

 $\textit{y-NT} ~ \texttt{`NT} : \underline{\text{hiro-onodera@pref.iwate.jp}}$

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。 http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14

私事総第1025号 平成23年4月22日

岩手県総務部 法務学事課長

> 日本私立学校振興·共済事業団 理事長 河田 悌

東日本大震災等による被災に係る共済事務について (ご協力のお願い)

平素から、私学事業団の共済業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、 厚くお礼申し上げます。

このたびの東日本大震災等により、被災された皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。

当事業団といたしましては、災害見舞金等の現地審査・決定の実施を同封の通知文により、被災された各学校法人等に対してお知らせしております。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが貴職におかれましては、被災された 学校法人等から照会があった際には通知文の趣旨をご理解いただき、当事業団 共済事業本部まで、照会くださるよう案内等のご協力を賜わりたくお願い申し 上げます。

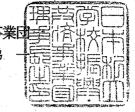
なお、被災された学校法人等として通知文をお送りしているのは、災害救助 法の適用地域(平成23年3月24日現在)に所在する学校となっております。



私事総第 1025 号 平成 23 年 4 月 22 日

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業E 理事長 河 田 悌 -



東日本大震災により被災された加入者の皆様への災害見舞金等 の現地受付及び給付金等の早期支払の実施について

このたびの東日本大震災により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、 一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当事業団では職員を派遣して、大震災により住居、家財に損害を受けられた加入者の皆様に対し、下記のとおり<u>災害見舞金等の請求及び特例災害貸付の申込み</u>を現地で受付・審査し、給付金又は貸付金を速やかに送金することといたします。

つきましては、該当する加入者の皆様に対しまして、関係書類をご用意いただき、ご来場く ださるようご案内いただきたくお願い申し上げます。

なお、ご来場いただく方は加入者ご本人、学校法人等の事務担当者のどちらでも結構です。

I 日時及び会場(『私学共済 災害見舞金等 請求受付会場』と表示します。)

県	開催地	会場及び所在地	開催日	時 間	
	盛岡市	マリオス 188 会議室(18 階)	5/10(火)~	9:00~17:00	
		盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 Ta: 019-621-5000	5/12(木)	9.00~17.00	
	遠野市	あえりあ遠野 やまぼうし	5/17(火)	9:00~17:00	
岩手県	当 遠野市新町1-10 Ta:0198-60-1703		5/17(50)	9.00~17.00	
県	花巻市	グランシェール花巻 瑠璃の間	5/18(水)	9:00~17:00	
	10.6.114	花巻市大通り 1-6-7 1回:0198-22-7777	3/18(/)()	9.00 -17.00	
	一関市	岩手日報社一関支社 2階	5/24(火)	9:00~17:00	
		一関市大手町 3-40 Ta: 0191-23-4124	0/24()	9.00/~17.00	
	仙台市	仙台ガーデンパレス 5階 多賀	5/25(水)	9:00~17:00	
宮城県		仙台市宮城野区榴岡 4-1-5 To: 022-299-6211	0/ 20 (/) ()	9.00 -17.00	
県	石巻市	石巻専修大学 2101 教室 (2 号館)	5/26(木)	10:00~16:30	
		石巻市南境新水戸 1 Tm:0225-22-7711	0,20 ()10	10.00 10.00	
	福島市	サンルートプラザ福島 桜	5/23(月)~	9:00~17:00	
福島県	1EEE0.114	福島市大町 7-11 12:024-525-2211	5/24(火)	9.00 -11.00	
県	郡山市	郡山ビューホテル パラシオ	5/25(水)~	9:00~17:00	
	thhrill	郡山市中町 3-1 12:024-924-1111	5/26(木)	3.00 -17.00	
	水戸市	茨城県開発公社ビル 中会議室 4	5/10(火)	9:00~17:00	
		水戸市笠原町 978-25 1㎞:029-301-7003	3710()()		
茨城県	筑西市	茨城県筑西合同庁舎3階 第2会議室	5/11(水)	9:30~16:00	
弾		筑西市二木成 615 Ta: 0296-24-9061	3/ 11 (/N)	3.30 -10.00	
	土浦市	茨城県土浦合同庁舎第一分庁舎3階 第3会議室	5/19(- -)	9:30~16:00	
	工畑加	土浦市真鍋 5-17-26 Ta: 029-822-7038	5/12(木)	9.30~10.00	

Ⅱ お取り扱いする業務

1. 災害見舞会、同付加金請求書をその場で受付・審査し、給付金を早期に支払うための処理 を行います。(災害見舞金、同付加金の支給条件は、参考の上欄をご参照ください。)

(1) 請求手続

ご用意いただく書類等

- ①災害見舞金・同付加金請求書(注1) 当日会場にも用意してありますが、ホーム
- ②災害状況明細書(注2)
- ページからも取得できます。
- ③市区町村長又は消防署長の「り災証明書」(コピー可)(注3)
- ④加入者証、運転免許証等加入者ご本人であること、又は学校法人等の事務担当者であ ることを確認できる書類
- ⑤預金通帳、キャッシュカード等加入者ご自身の銀行等口座であることを確認できる書 類等(学校への送金の場合は不要です。)(注4)
- ※なお、確認できる書類がない場合は、郵便振替払出証書による送金となります。
- (注1)請求書には、学校法人等の証明が必要となりますが、震災により学校法人等の事 務的対応が困難な状況にある場合には、特例的に学校法人等の証明を省略できる こととします。
- (注2) 災害状況明細書については、あらかじめご記入のうえお持ちいただくこともでき ますが、明細書の準備ができない場合でも被災による損害の状況をその場でお聞 かせいただくことにより確認し、明細書を作成していただくこともできます。そ の場合は、損害の状況を詳しくご説明いただける方にご来場いただくか、損害の 状況のわかる写真などをご用意いただくようお願いします。
- (注3)「り災証明書」の入手が困難で用意できない場合、後日提出する旨の「誓約書」に ご記入のうえ提出していただくこととなります。(「誓約書」は会場にも用意して あります。)
- (注4) 郵貯口座への送金を希望される場合は、貯金通帳をご持参ください。

(2) 給付金の送金

災害見舞金等の給付金は、受付日の翌日もしくは翌々日 (金融機関の営業日) にご指 定の預金口座に送金します。

※ 加入者の預金口座への送金の特例

学校が指定する給付金受取口座への送金を原則としますが、このたびの現地での取 扱いについては、震災により学校法人等の事務的対応が困難な状況にあることや現地 で受付する災害見舞金等の給付金を一刻も早く加入者のお手元に届けるため、加入者 個人の預金口座へ送金できるようにいたします。 その場合、 加入者個人の預金口座を 「申出書」にご記入のうえ提出していただきます。(「申出書」は会場に用意してあり ます。)

なお、やむを得ない事情 (預金通帳等紛失のため口座番号が不明な場合等) により 銀行等預金口座への送金ができない場合は、郵便振替払出証書にて送金することにな りますが、同証書がお手元に届くまで2週間程度の日数を要しますのでご了承くださ い。(極力、銀行等預金口座への送金の利用をお願いします。)

(3) 災害見舞品

災害見舞金付加金を受給できる加入者に、災害見舞品(通常、1万円相当のカタログ ギフト)に代えて3万円をあわせて送金します。(あらためて、請求書を提出していただ く必要はありません。)

(4) お問い合わせ

給付金等の請求について、ご不明な点がありましたら業務部短期給付課又は現地にて お問い合わせください。

- 2. 特例災害貸付申込書をその場で受付・審査し、貸付金を早期に支払うための処理を行います。(貸付条件は、参考の下欄「特例災害貸付の貸付条件等」をご参照ください。)
 - (1) 申込手続

ご用意いただく書類等

- ①貸付申込書(注1)
- ②借用証書
- ③市区町村長又は消防署長の「り災証明書」(コピー可)(注2)
- ④来場者の印鑑(来場者が借受人である加入者でない場合は、加入者が来場者へ貸付申 込を委任した旨の委任状をご持参ください。)
- (注 1) あらかじめ、学校法人等の証明を受けてご持参ください。なお、学校法人等がり 災したことにより学校法人等の代表者印が押印できない場合は、代表者の個人印 でも受け付けることとします。(代表者の個人印の押印も困難な場合には、ご相 談ください。)
- (注2)「り災証明書」の入手が困難で用意できない場合、本人の理由書と同人が被災された旨の学校法人等の証明書(併記可)をご提出ください。(任意の用紙で構いませんが、事業団ホームページでも取得できます。)
- (2) 貸付金の送金

特例災害貸付金は、受付日の翌日又は翌々日(金融機関の営業日)に学校法人等に送金します。なお、今回の貸付日については、平成23年6月2日として取り扱います。

- ※ 震災により学校法人等の受取口座が使用できない場合は、事前に福祉部貸付課まで ご相談ください。
- (3) 償還猶予の申出

申出により2年間を限度に償還を猶予します。猶予を希望される方は「償還猶予申請書」をご提出ください。償還猶予期間中の利息は、年1.2%で、猶予期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。(「償還猶予申請書」は会場にも用意してあります。)

(4) お問い合わせ

貸付の申込みについて、ご不明な点がありましたら福祉部貸付課又は現地にてお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

〇 災害見舞金に関すること 業務部短期給付課

〇 特例災害貸付に関すること 福祉部貸付課

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

Tax 03-3813-5321 (代表)

http://www.shigakukyosai.jp/

e-mail kyosai. saigaitaisaku@tcn-catv. ne. jp

※Eメールにてお問い合わせの際には、住所・氏名(フリガナ)・電話番号 (携帯電話可) などをご記入ください。

【参考】

災害見舞金、災害見舞金付加金は、加入者、被扶養者が水震火災その他非常災害により、住居又は家財に損害を受けたとき、その損害に対する見舞金として支給される給付です。

なお、この他に災害見舞品に代えて3万円を別途支給します。

[支給条件]

下表左欄に掲げる損害の程度(基準)に該当した場合に、<u>右欄に定める月数を標準給与の月額に乗じた額</u>が災害見舞金として支給されます。また、<u>災害見舞金の額の60%に相当する金額</u>が災害見舞金付加金として支給されます。なお、住居又は家財の損害が下表に該当しない場合は災害見舞金が支給されませんが、1/5以上1/3未満の損害を受けた場合は標準給与の月額の50%が災害見舞金付加金として支給されます。

<u> </u>			the second second
損害の程度	災害 見舞金	同付加金	合計
	月数	月数	月数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3 か月	1.8か月	4.8か月
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき			
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2か月	1.2か月	3.2か月
3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき			
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき			
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失した			
とき			
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失した	1 か月	0.6 か月	1.6 か月
とき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき			
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失した			
උප්	0.5か月	0.3か月	0.8か月
2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき			
住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受け たとき		0.5 が月	0.5か月

平家屋の浸水の場合で損害額の算出が困難な場合

浸水の程度	災害 見舞金	同付加金	合計
	月数	月数	月数
床上 30㎝以上	0.5 か月	0.3か月	0.8か月
床上 120㎝以上	1か月	0.6か月	1.6か月

「特例災害貸付の貸付条件等」

161 F 42
加入者が激甚災害(東日本大震災)により被災された場合
標準給与の月額の6か月分(ただし、その額が200万円を超えるときは
200 万円)
平成23年6月2日
お申出により2年間を限度に償還を猶予します。
年1.2%(償還猶予期間中の利率は年1.2%)

私事総第1020号 平成23年4月15日

都道府県私学主管課長 殿

日本私立学校振興·共済事業団 理事長河田悌一 (公印省略)

東日本大震災等による被災に係る共済事務について (ご協力のお願い)

平素から、私学事業団の共済業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、当事業団といたしましては、災害見舞金等の現地審査・ 決定の実施並びに貸付利率等の取扱いを同封の通知文により、被災された各学 校法人等に対してお知らせしているところです。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、貴職におかれましては、貴県に避難している私学共済制度の加入者が何かお困りの際には、当事業団共済事業本部まで照会くださるよう案内等のご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

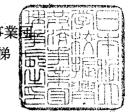
なお、会場等の準備が整いましたら災害見舞金等の現地審査・決定の実施を 宮城県以外の地域でも予定していますので、改めてご連絡を申し上げます。ど うぞよろしくお願いします。



私 共 貸 第 45 号 平成 23 年 4 月 15 日

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業 理 事 長 河 田 悌



平成23年東日本大震災により被災された加入者の 皆様に対する貸付利率等の取扱いについて(お知らせ)

平素から、私学事業団の業務につきましては、格別のご理解を賜り、厚くお礼申しあげます。

このたびの震災で、被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、加入者の皆様に対する貸付けの取扱いについては、平成23年3月29日付「平成23年東北地方太平洋沖地震等による被災に係る共済事務の取扱いについて(私事総1362号)」によりお知らせしているところですが、その中で貸付けの利率について、更なる軽減を図るよう検討させていただいておりました。このほど、私立学校教職員共済制度貸付規則(平成10年文部大臣承認)について一部改正し、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

また、被災された加入者の皆様に対する特例住宅貸付及び特例災害貸付の貸付け条件等についてもあわせてご案内します。

貴学校法人等所属の加入者の皆様にもご周知くださるようお願い申し上げます。

記

1 定期償還に係る償還猶予中の利率変更について

	改正前	改正後
() () () () () ()	年 2.0% (固定)	年1.2% (固定)

2 特例住宅貸付に係る貸付利率の変更について

改正前	改正後
年1.2% (平成23年5月2日貸付まで)	Frank American
年1.3% (平成23年6月2日貸付から)	年1.2%(固定)
※預託金利率により変動	(東日本大震災の被災に伴う貸付け)

3 特例災害貸付に係る貸付利率の変更について

改 正 前	改正	後
年2.0% (固定)	年1.2%(用定)

※改正後の貸付利率等の取扱いについては、裏面をご覧ください。

〔改正後の貸付利率等の取扱い〕

1 定期償還に係る償還猶予

対象となる方	東日本大震災による災害救助法適用市町村(平成23年4
	月 14 日現在では、東京都を除きます。)に居住の加入者
対象となる貸付けの種	一般貸付・教育貸付・結婚貸付・住宅貸付・災害貸付・
類	医療貸付
償還猶予の申出手続き	災害発生日から 5 カ月以内に償還猶予申請書(任意用紙
	可)及びり災証明書を提出してください。
償還猶予	申出により2年間を限度に償還を猶予します。
	猶予期間中の利息については、猶予期間終了後の償還開
	始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。
償還猶予期間中の利率	年 1.2%

2 特例住宅貸付の貸付け条件等

対象となる方	東日本大震災により被災された加入者		
貸付限度額	貸付申込時において、加入者がその所属する学校法人等		
	を退職したとしたならば支給されることとなる退職手当		
	額に 600 万円を加えた額 (その額が 2,000 万円を超える		
	ときは、2,000万円)です。		
償還回数	貸付金額に応じて 120・180・240・360 回からお選びいた		
	だきます。		
団体信用生命保険	ご希望に応じて加入できます。(保険約款に従います。)		
必要な添付書類	住宅貸付の添付書類及びり災証明書		
申込期間	災害発生日から3年以内		
償還猶予	申出により2年間を限度に償還を猶予します。		
	猶予期間中の利息については、猶予期間終了後の償還開		
	始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。		
貸付利率	年 1.2%		

3 特例災害貸付の貸付け条件等

対象者	東日本大震災により被災された加入者
貸付限度額	標準給与の6カ月分(その額が200万円を超えるときは、
	200 万円)
添付書類	り災証明書
申込期間	災害発生日から1年以内
償還猶予	申出により2年間を限度に償還を猶予します。
	猶予期間中の利息については、猶予期間終了後の償還開
	始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。
貸付利率	年 1.2%

私事総第 1020 号 平成 23 年 4 月 15 日

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業 理事長 河 田 悌 田



東日本大震災により被災された加入者の皆様への災害見舞金等 の現地受付及び給付金等の早期支払の実施について

このたびの東日本大震災により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、 一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当事業団では職員を派遣して、大震災により住居、家財に損害を受けられた加入者の皆様に対し、下記のとおり災害見舞金等の請求及び特例災害貸付の申込みを現地で受付・審査し、給付金又は貸付金を速やかに送金することといたします。

つきましては、該当する加入者の皆様に対しまして、関係書類をご用意いただき、ご来場く ださるようご案内いただきたくお願い申し上げます。

なお、ご来場いただく方は加入者ご本人、学校法人等の事務担当者のどちらでも結構です。 記

I 日時及び会場

月日	時 間	会場及び所在地
4月25日(月)	9:00~17:00	仙台ガーデンパレス
4月26日(火)	9:00~17:00	仙台市宮城野区榴岡 4-1-5
4月27日(水)	9:00~17:00	Tel 022 (299) 6211

※ なお、この期間においては、学校法人等への災害復旧に対する融資等(私学振興事業本部の業務)に関する相談窓口も開設いたします。

Ⅱ お取り扱いする業務

1. 災害見舞金、同付加金請求書をその場で受付・審査し、給付金を早期に支払うための処理 を行います。(災害見舞金、同付加金の支給条件は、参考の上欄をご参照ください。)

(1)請求手続

ご用意いただく書類等

①災害見舞金・同付加金請求書

当日会場にも用意してありますが、ホームページ

②災害状況明細書

∫ からも取得できます。(注1)

- ③市区町村長又は消防署長の「り災証明書」(コピー可)(注2)
- ④加入者証、運転免許証等加入者ご本人であること、又は学校法人等の事務担当者であることを確認できる書類
- ⑤預金通帳、キャッシュカード等加入者ご自身の銀行等口座であることを確認できる書類等(学校への送金の場合は不要です。)(注3)
- ※なお、確認できる書類がない場合は、郵便振替払出証書による送金となります。
- (注1) 請求書には、学校法人等の証明が必要となりますが、震災により学校法人等の事

務的対応が困難な状況にある場合には、特例的に学校法人等の証明を省略できることとします。

- (注 2)「り災証明書」の入手が困難で用意できない場合、後日提出する旨の「誓約書」に ご記入のうえ提出していただくこととなります。(「誓約書」は会場にも用意して あります。)
- (注3) 郵貯口座への送金を希望される場合は、貯金通帳をご持参ください。

(2) 給付金の送金

災害見舞金等の給付金は、受付日の翌日もしくは翌々日(金融機関の営業日)にご指 定の預金口座に送金します。

※ 加入者の預金口座への送金の特例

学校が指定する給付金受取口座への送金を原則としますが、このたびの現地での取扱いについては、震災により学校法人等の事務的対応が困難な状況にあることや現地で受付する災害見舞金等の給付金を一刻も早く加入者のお手元に届けるため、加入者個人の預金口座へ送金できるようにいたします。その場合、加入者個人の預金口座を「申出書」にご記入のうえ提出していただきます。(「申出書」は会場に用意してあります。)

なお、やむを得ない事情(預金通帳等紛失のため口座番号が不明な場合等)により銀行等預金口座への送金ができない場合は、郵便振替払出証書にて送金することになりますが、同証書がお手元に届くまで2週間程度の日数を要しますのでご了承ください。(極力、銀行等預金口座への送金の利用をお願いします。)

(3) 災害見舞品

災害見舞金付加金を受給できる加入者に、災害見舞品(通常、1万円相当のカタログギフト)に代えて3万円をあわせて送金します。(あらためて、請求書を提出していただく必要はありません。)

(4) お問い合わせ

給付金等の請求について、ご不明な点がありましたら業務部短期給付課又は現地にて お問い合わせください。

- 2. 特例災害貸付申込書をその場で受付・審査し、貸付金を早期に支払うための処理を行います。(貸付条件は、参考の下欄「特例災害貸付の貸付条件等」をご参照ください。)
 - (1) 申込手続

ご用意いただく書類等

- ①貸付申込書(注1)
- ②借用証書
- ③市区町村長又は消防署長の「り災証明書」(コピー可)(注2)
- ④来場者の印鑑(来場者が借受人である加入者でない場合は、加入者が来場者へ貸付申 込を委任した旨の委任状をご持参ください。)
- (注 1) あらかじめ、学校法人等の証明を受けてご持参ください。なお、学校法人等がり 災したことにより学校法人等の代表者印が押印できない場合は、代表者の個人印 でも受け付けることとします。(代表者の個人印の押印も困難な場合には、ご相 談ください。)

(注2)「り災証明書」の入手が困難で用意できない場合、本人の理由書と同人が被災された旨の学校法人等の証明書(併記可)をご提出ください。(任意の用紙で構いませんが、事業団ホームページでも取得できます。)

(2) 貸付金の送金

特例災害貸付金は、受付日の翌日又は翌々日(金融機関の営業日)に学校法人等に送金します。なお、今回の貸付日については、平成23年5月2日として取り扱います。

※ 震災により学校法人等の受取口座が使用できない場合は、事前に福祉部貸付課までご相談ください。

(3) 償還猶予の申出

申出により2年間を限度に償還を猶予します。猶予を希望される方は「償還猶予申請書」をご提出ください。償還猶予期間中の利息は、年1.2%で、猶予期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。(「償還猶予申請書」は会場にも用意してあります。)

(4) お問い合わせ

貸付の申込みについて、ご不明な点がありましたら福祉部貸付課又は現地にてお問い合わせください。

Ⅲ その他の地区での実施予定

災害見舞金、同付加金及び特例災害貸付の業務につきまして、次の地区においても実施する予定です。現在、会場等の手配等準備を進めておりますので、詳細が決まりましたら、あらためてご案内いたします。

会 場 予 定 地	実 施 予 定 週
盛岡市	5月第2週を予定
水戸市、筑西市、土浦市	
花巻市、遠野市	5月第3週を予定
福島市、郡山市	5月第4週を予定
一関市、仙台市、石巻市	

(お問い合わせ先)

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

○ 災害見舞金に関すること

業務部短期給付課

〇 特例災害貸付に関すること 福

福祉部貸付課

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

1年 03-3813-5321 (代表)

http://www.shigakukyosai.jp/

e-mail kyousai. saigaitaisaku@tcn-catv.ne.jp

※<u>Eメールにてお問い合わせの際には、住所・氏名(フリガナ)・電話番</u>号(携帯電話可)などをご記入ください。

【参 考】

災害見舞金、災害見舞金付加金は、加入者、被扶養者が水震火災その他非常災害により、住居又は家財に損害を受けたとき、その損害に対する見舞金として支給される給付です。

[支給条件]

下表左欄に掲げる損害の程度(基準)に該当した場合に、<u>右欄に定める月数を標準給与の月額に乗じた額</u>が災害見舞金として支給されます。また、<u>災害見舞金の額の60%に相当する金額</u>が災害見舞金付加金として支給されます。なお、住居又は家財の損害が下表に該当しない場合は災害見舞金が支給されませんが、1/5以上1/3未満の損害を受けた場合は標準給与の月額の50%が災害見舞金付加金として支給されます。

なお、この他に災害見舞品に代えて3万円を別途支給します。

	災害	FHIDA	Δ∌L
損害の程度	見舞金	同付加金	合計
	月数	月数	月数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3 か月	1.8 か月	4.8か月
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき			
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2か月	1.2か月	3.2か月
3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき			*
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき			
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失した			
とき			
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1 か月	0.6 か月	1.6か月
3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき			
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき			
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失した			
とき	0.5か月	0.3か月	0.8か月
2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき			
住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受け たとき	_	0.5 か月	0. 5 か月
1.03		<u> </u>	

平家屋の浸水の場合で損害額の算出が困難な場合

浸水の	程 度	災害 見舞金 月数	同付加金月数	合計 月数
床上 30cm以上		0.5か月	0.3か月	0.8か月
床上 120cm以上		1か月	0.6か月	1.6か月

「特例災害貸付の貸付条件等〕

(1) 貸付対象	加入者が激甚災害(東日本大震災)により被災された場合
(2) 貸付限度額	標準給与の月額の6か月分(ただし、その額が200万円を超えるときは
	200 万円)
(3) 貸付日	平成23年5月2日
(4) 償還猶予	お申出により2年間を限度に償還を猶予します。
(5) 貸付利率	年1.2%(償還猶予期間中の利率は年1.2%)